

第3章 地球温暖化対策の推進

第1節 地球温暖化防止を巡る情勢

1 国際社会の動き

1980年代以降、地球の気候に関する科学的検討が進められるとともに、気候変動に関する国際条約策定への気運が高まったことを受け、1992年（平成4年）にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（通称「地球サミット」）において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とする「気候変動枠組条約」が採択された。

気候変動枠組条約の採択後、長期的視点に基づく地球温暖化対策への気運が高まる中、1997年（平成9年）に京都市で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3。通称：地球温暖化防止京都会議）において、先進諸国の温室効果ガス削減目標を定めた京都議定書が採択され、2005年（平成17年）2月の発効に至った。

更に2015年（平成27年）フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の地球温暖化対策として、途上国を含むすべての国が参加する新たな国際枠組み「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）11月の発効に至った。

2016年（平成28年）G7伊勢志摩サミットの首脳宣言では、2020年（令和2年）の期限に十分先立って今世紀半ばの温室効果ガス低排出型発展のための長期戦略を策定することを強く約束し、また、主要7か国として、国内政策及びカーボンプライシング（炭素の価格付け）等の手段を含めた、排出削減活動へのインセンティブの提供が重要な役割を担っているということを認識した。

2017年（平成29年）6月、米国がパリ協定から脱退を表明したが、その直後、日本を始め世界各国がパリ協定に対するコミットメントを再表明した。また、G7環境大臣会合において、米国を含む7か国が合意した共同声明が採択された。さらに、同年7月のG20首脳会議では、米国を含むG20首脳がイノベーションによる温室効果ガス排出の緩和を引き続き約束し、また、米国以外のG20メンバーは、パリ協定は後戻りできないものであるとして、同協定への強いコミットメントを改めて確認した。

また、パリ協定の発効を受けて世界が脱炭素社会に向かって大きく舵を切る中、気候変動自体のリスクに加え、適応の取組みを含めた気候変動への対応の有無もビジネス上のリスクであるとの認識も広がっている。

2021年（令和3年）8月、国連の組織である「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）は、第6次評価報告書第1作業部会報告書を公表した。報告書によれば、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、温室効果ガスを多く排出した場合、産業革命前と比べた世界平均気温の上昇幅は2021～40年の間に1.5℃を超える可能性が高いとしている。

2021年（令和3年）10月、イギリス・グラスゴーで開催された気候変動枠組条約第

26 回締約国会議（C O P 26）においては、産業革命前からの気温上昇を 1.5℃に抑えるための努力を追求するとして成果文書が採択された。成果文書では「この重要な 10 年間」に行動を加速させることの必要性を強調している。

2022 年（令和 4 年）11 月、エジプト・シャルム・エル・シェイクで開催された気候変動枠組条約第 27 回締約国会議（C O P 27）では、全体決定として「シャルム・エル・シェイク実施計画」が決定され、同計画では、C O P 26 での合意内容を踏襲しつつ、緩和、適応、ロス&ダメージ、気候資金等の分野で、全締約国の気候変動対策の強化を求める内容が盛り込まれた。

2023 年（令和 5 年）3 月、I P C C は第 6 次評価報告書統合報告書を公表した。報告書によれば、世界の平均気温は産業革命前から既に 1.1 度上昇しており、2030 年代には 1.5 度に達する可能性が高いこと、また、1.5 度以内に気温上昇を抑えるためには、温室効果ガスの排出量を 2035 年までに 2019 年比で 60%削減することが必要であることが明示された。

2023 年（令和 5 年）11 月～12 月、アラブ首長国連邦（U A E）のドバイで開催された気候変動枠組条約第 27 回締約国会議（C O P 28）では、パリ協定下の世界全体の気候変動対策の進捗状況を評価するグローバル・ストックテイクが初めて実施され、1.5 度の気温上昇の維持には、緊急な行動が必要であること、また世界全体の温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 43%、2035 年までに 60%削減する必要があることが改めて認識された。

「パリ協定」について

2015 年 11 月から 12 月にかけてフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）において、京都議定書に代わる、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択された。

パリ協定は、「世界的な平均気温上昇を産業革命前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」等を目指すことが規定され、すべての国に削減目標の提出・更新が義務付けられるなど、地球温暖化対策の歴史的な転換点の一つとなり、新たな出発点となった。

なお、このパリ協定は、世界全体の温室効果ガス排出量の 55%以上に相当する締約国 55 か国の批准が発効要件となっているが、2016 年 11 月にこの要件を満たし発効に至った。

京都議定書とパリ協定の比較

京都議定書	項目	パリ協定
・条約の究極目標（人為的起源の温室効果ガス排出を抑制し、大気中の濃度を安定化）を念頭に置く	全体の目標	・産業革命からの気温上昇を 2℃よりも十分下方に抑えることを世界全体の長期目標としつつ、1.5℃に抑える努力を追及 ・今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成するよう、世界の排出ピークをできるだけ早期に抑え、最新の科学に従って急激に削減

・附属書Ⅰ国（先進国）全体で 2008～2012 年の 5 年間に 1990 年比 5 %削減させることを目標として設定 ・附属書Ⅰ国（先進国）に対して法的拘束力のある排出削減目標を義務付け（日本 6 %減、米国 7 %減、EU 8 %減など）	削減目標の設定	・全ての国に各国が決定する削減目標の作成・維持・国内対策を義務付け ・5 年ごとに削減目標を提出・更新
・条約において、温室効果ガス排出量等に関する報告（インベントリ、国別報告書）の義務付けがあり、京都議定書で必要な補足情報もこれらに含める	削減の評価方法	・全ての国が共通かつ柔軟な方法で削減目標の達成等を報告することを義務付け。専門家レビュー・多国間検討を実施。協定全体の進捗を評価するため、5 年ごとに実施状況を確認
・なし	適応	・適応の長期目標の設定、各国適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新
・附属書Ⅱ国に対して非附属書Ⅰ国への資金支援を義務付け（条約上の規定）	途上国支援	・先進国は資金を提供する義務を負う一方、先進国以外の締約国にも自主的な資金の提供を奨励
・京都メカニズム（先進国による途上国プロジェクトの支援を通じたクレジットの活用、先進国同士による共同実施、国際排出量取引）を通じて、市場を活用した排出削減対策を促進	市場メカニズム	・我が国提案の二国間オフセット・クレジット制度（JCM）も含めた市場メカニズムを削減目標の達成に活用することも可能に

資料：平成 28 年版環境白書（環境省）

【これまでの経過】

1992年 (平成 4 年)	リオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミットにおいて、気候変動枠組条約が採択され、世界155カ国が条約に署名。
1995年 (平成 7 年)	気候変動枠組条約第 1 回締約国会議（COP 1）が開催され、温室効果ガス削減目標を伴う議定書策定への気運が高まる。
1997年 (平成 9 年)	「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（通称 地球温暖化防止京都会議：COP 3）」で、日本を含む先進主要国の具体的で、かつ、法的拘束力のある温室効果ガス削減目標を取り決めた「京都議定書」を採択。
2005年 (平成17年)	「京都議定書」が発効し、日本は1990年（平成 2 年）の温室効果ガス排出レベルに対し、マイナス 6 %の削減義務を負うこととなる。また、気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP 11）において、「マラケシュ合意」が正式に採択。
2006年 (平成18年)	気候変動枠組条約第12回締約国会議（COP 12）開催。京都議定書の第一約束期間後の将来枠組みに関する議論が行われた。
2007年 (平成19年)	第一約束期間後の2013年（平成25年）以降の枠組として、温室効果ガス排出削減に関するグローバルな長期目標の検討や、先進国・途上国による計測・報告・検証可能な手法での緩和の行動等について、2009年（平成21年）までに合意を得て採択することで合意を得た。
2009年 (平成21年)	気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP 15）開催。先進国と途上国との間の意見調整が難航したことから、「コペンハーゲン合意」の正式採択は見送られ、同合意に「留意する」との決定を行い閉幕した。
2010年 (平成22年)	気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP 16）開催。「ポスト京都議定書」の早期採択を目指すことなどを盛り込んだ「カンクン合意」を採択。
2011年 (平成23年)	気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP 17）開催。米国・中国を含んだ新たな法的枠組を2020年から開始するとして工程表を採択し、「京都議定書」は2013年以降も継続することで合意を得た。（ダーバン合意）
2012年 (平成24年)	京都議定書の第 2 約束期間を2013年（平成25年）から2020年（平成32年）までの 8 年間とすることなど（ドoha合意）を採択。

2015年 (平成27年)	気候変動枠組条約21回締約国会議（C O P 21）開催。2020年以降の地球温暖化対策として、途上国を含むすべての国が参加する新たな国際枠組み「パリ協定」を採択。
2016年 (平成28年)	世界の温室効果ガス排出量の55%を占める55か国による締結という発効要件を満たし、2016年11月4日に発効。日本は、同年11月8日に同協定の寄託者である国連事務総長に受諾書を受託した。
2017年 (平成29年)	2017年 8 月現在、気候変動枠組条約締結国の159の国・地域がパリ協定を締結。
2018年 (平成30年)	2018年12月 ポーランド・カトヴィツェで開催されたC O P 24においてパリ協定の詳細ルールを採択
2021年 (令和 3 年)	気候変動枠組条約第26回締約国会議（C O P 26）開催。産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑えるための努力を追求するとした成果文書を採択。
2022年 (令和 4 年)	気候変動枠組条約第27回締約国会議（C O P 27）開催。全締約国の気候変動対策の強化を求める内容が盛り込まれた「シャルム・エル・シェイク実施計画」が決定された。
2023年 (令和 5 年)	・2023年7月、20カ国・地域(G20) 環境・気候相会合を開催。先進国と途上国との間で、見解の相違が埋まらず、温室効果ガス排出削減目標の合意に至らず。 ・2023年11月～12月、気候変動枠組条約第28回締約国会議（C O P 28）開催。パリ協定下の世界全体の気候変動対策の進捗状況を評価するグローバル・ストックテイクが初めて実施された。

2 日本国内の動き

地球温暖化防止に対する国際的な動向を受けて、我が国では、1998 年（平成 10 年）10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 107 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）が公布され、1999 年（平成 11 年）4 月に施行された。

また、2005 年（平成 17 年）の京都議定書発効を受け、政府は、京都議定書で日本に課せられた温室効果ガス削減目標（1990 年比 6 %削減）の達成に向けた計画として「京都議定書目標達成計画」を策定するとともに、世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに半減するという長期目標の下、低炭素社会の実現に向けた具体的な施策についてまとめた「低炭素社会づくり行動計画」を策定し、計画の中で我が国の温室効果ガス削減長期目標として、2050 年までに 60～80%削減することを掲げるとともに、2012 年（平成 24 年）4 月策定の「環境基本計画」において、長期的な目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととした。

また、我が国は、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）に向けて、平成 27 年 7 月に国連に提出した「日本の約束草案」の中で、我が国の温室効果ガス排出量の中期削減目標については、国内の排出削減・吸収量の確保により、温室効果ガス排出量を 2030 年度（平成 42 年度）に 2013 年度（平成 25 年度）比マイナス 26.0%（2005 年度（平成 17 年度）比マイナス 25.4%）の水準とすることとしている。この削減目標は、平成 28 年 5 月に閣議決定した地球温暖化対策計画にも明記された。

その後、2020 年（令和 2 年）10 月の第 203 回臨時国会で菅首相は所信表明演説で、2050 年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、2021 年（令和 3 年）5 月に成立した改正地球温暖化対策推進法の基本理念に明記された。

2021 年（令和 3 年）10 月には地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度比で 46%削減することが明記された。

また、グリーントランスフォーメーション（GX）実現への 10 年ロードマップを示していくという岸田文雄内閣総理大臣指示を踏まえ、2022 年（令和 4 年）12 月に開催された「GX 実行会議」において、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本の産業競争力を再び強化することを通じて、経済成長を実現していくための「GX 実現に向けた基本方針～今後 10 年を見据えたロードマップ～」を決定した。その後、同基本方針について、パブリックコメント等を経て、2023 年（令和 5 年）2 月に閣議決定を行った。

2023 年（令和 5 年）5 月に成立した GX 推進法に基づき、同年 7 月に「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX 推進戦略）を閣議決定し、脱炭素電源への転換など GX に向けた脱炭素の取組みを進めるとともに、GX の実現に向け、「GX 経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支援、カーボンプライシングによる GX 投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行を行うこととした。

1998年 (平成10年)	京都議定書の採択（1997年（平成9年））を受け、地球温暖化対策に取り組むための枠組みとして、地球温暖化対策推進法を制定。（1999年（平成11年）施行）
2005年 (平成17年)	京都議定書の発効を受け、「京都議定書目標達成計画」を閣議決定。（京都議定書で定められた基準年比 6 %削減の目標達成に向けた基本的な方針が示されるとともに、温室効果ガスの排出削減・吸収等に関する具体的な対策・施策を示す。）
2008年 (平成20年)	京都議定書目標達成計画を全部改定。（「集約型・低炭素型都市構造の実現」等の追加対策を盛り込む。） 地球温暖化対策推進法の改正。（排出抑制等の指針の策定や、地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大等。） 低炭素社会づくり行動計画を閣議決定。（2050年までに60～80%の排出量削減を目指す。）
2009年 (平成21年)	国連気候変動サミットにおいて、「すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減する」ことを明言。
2010年 (平成22年)	C O P 15でまとめられた「コペンハーゲン合意」に賛同する意思を表明し、2020年の排出削減目標として、「1990年比25%削減、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組の構築及び意欲的な目標の合意を前提とする」との内容を、気候変動枠組条約事務局に提出。
2011年 (平成23年)	C O P 17では、2013年以降も「京都議定書」を延長することが合意されたが、日本は議定書の批准国ではあり続けるが延長には参加しないことを表明。2013年以降の数値目標は設定せず、自主的に削減に取り組むこととなった。
2012年 (平成24年)	地球温暖化対策基本法案（2010年に国会提出後、継続審議）が廃案。 C O P 18では、京都議定書の第2約束期間を2013年から2020年とすることなどが合意されたが、日本は改めて第2約束期間への不参加を表明。
2013年 (平成25年)	C O P 19で「2020年度までに2005年度比3.8%削減」を新たな目標とすることを表明。

2014年 (平成26年)	C O P 21で2020年以降の枠組みについて、エネルギーミックスに係る国内の検討状況等を踏まえて検討し、できるだけ早期の提出を目指すことを表明。
2015年 (平成27年)	温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比マイナス26.0%の水準とする「日本の約束草案」を決定。 気候変動の影響への適応計画を閣議決定（温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和」に加えて、既に現れている又は将来的に避けられない気候変動影響に対する「適応」を推進）
2016年 (平成28年)	地球温暖化対策推進法の改正。（普及啓発の強化や国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における温暖化対策の効果的な推進等。） 地球温暖化対策計画を閣議決定。（長期目標として2050年までに80%の排出量削減、中期目標として2030年度に2013年度比26.0%削減を目指す。）
2018年 (平成30年)	気候変動に対する適応策を法的に位置づけるため、気候変動適応法を制定 気候変動適応計画を閣議決定
2019年 (平成31年)	パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を閣議決定。（今世紀後半のできるだけ早い時期に脱炭素社会の実現を目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガス削減に取り組む。）
2020年 (令和2年)	菅首相が所信表明演説で、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言。
2021年 (令和3年)	地球温暖化対策推進法の改正。（2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に明記）
2021年 (令和3年)	地球温暖化対策計画の改訂。（2030年度における、温室効果ガス46%減（2013年度比）への中期目標引上げ）
2022年 (令和4年)	「GX実行会議」において、「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」を決定

第2節 愛媛県地球温暖化対策実行計画

1 計画策定の経緯

県では、地球温暖化問題に適切に対応するため、平成8年3月に「愛媛県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、さらに、平成14年3月には、同計画を見直し、新たに「愛媛県地球温暖化防止指針」を策定して、県民、事業者及び行政が一体となった温室効果ガスの排出削減対策を推進してきたところである。

また、県自らも一事業者として、県の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減を進めるため、平成13年3月に「愛媛県地球温暖化防止実行計画」を策定（平成18年3月：第二次計画策定）し、県のすべての機関において、省エネ、省資源対策に取り組んできた。

このような中、平成20年6月の地球温暖化対策推進法の改正では、地球温暖化に対する地方公共団体のより積極的な取組を促すことを目的に、都道府県、政令指定都市、中核市及び特例市に対し、従前の地方公共団体実行計画を拡充し、新たに区域全体の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を盛り込んだ計画の策定が義務付けられた。

これを受け、本県では、平成22年2月に、これまでの「愛媛県地球温暖化防止指針」と「第二次愛媛県地球温暖化防止実行計画」を統合した「愛媛県地球温暖化防止実行計画」を策定し、地球温暖化対策推進法第21条に基づく地方公共団体実行計画に位置付けた。

平成27年3月には、この「愛媛県地球温暖化防止実行計画」の改定を行い、小水力・風力等の再生可能エネルギーの促進、家庭用燃料電池・蓄電池の普及拡大、自転車による「エコ通勤」の推進、環境に配慮したえひめ国体の開催、気温の上昇に対応するための「適応策」等を追加したほか、平成29年6月には、県内の温室効果ガス排出量の削減目標について、地球温暖化対策計画等における国の方針を踏まえ、国の目標を1%上回る「2030年度までに2013年度比27%削減」と見直した。

令和2年2月には「愛媛県地球温暖化防止実行計画」に、平成30年12月に施行された「気候変動適応法」により、都道府県及び市町村において地域気候変動適応計画の策定が努力義務とされたことから、「愛媛県気候変動適応計画」を統合する形で、「愛媛県地球温暖化対策実行計画」を策定し、本県が目指す姿として、2050年に温室効果ガス排出実質ゼロの「脱炭素社会」を掲げた。

また、令和3年10月の国の地球温暖化対策計画改定において、2030年度における2013年度比の温室効果ガス排出削減目標が46%に引き上げられたことを踏まえ、令和6年1月に「愛媛県地球温暖化対策実行計画」を改定し、国と同率の「2030年度までに2013年度比46%削減」と見直した。

2 計画の概要（令和6年1月改定）

(1) 計画の見直し趣旨

本県では、2020年2月、2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロの「脱炭素社会」を目指すことを表明するとともに、2030年度の温室効果ガス削減目標を▲27%（2013年度比）とする「愛媛県地球温暖化対策実行計画」を策定。

一方、国においては、2020年10月、2050年までに脱炭素社会の実現（温室効果ガス排出量実質ゼロ）、2030年度の温室効果ガス削減目標を▲46%（2013年度比）とすることを公表したことから、国の「地球温暖化対策計画」及び「気候変動適応計画」を踏まえ、右に示す基本的な考え方に基づき、「愛媛県地球温暖化対策実行計画」の見直し（改定）を行ったもの。

■「愛媛県地球温暖化対策実行計画」改定の基本的な考え方

- 緩和策と適応策を両輪として、地球温暖化対策を推進
- 省エネの加速化、地球資源を活用した再生可能エネルギーの最大限導入・利用を促進
- 多様な主体との連携・協働により施策を推進
- 環境・社会・経済の好循環の創出を推進



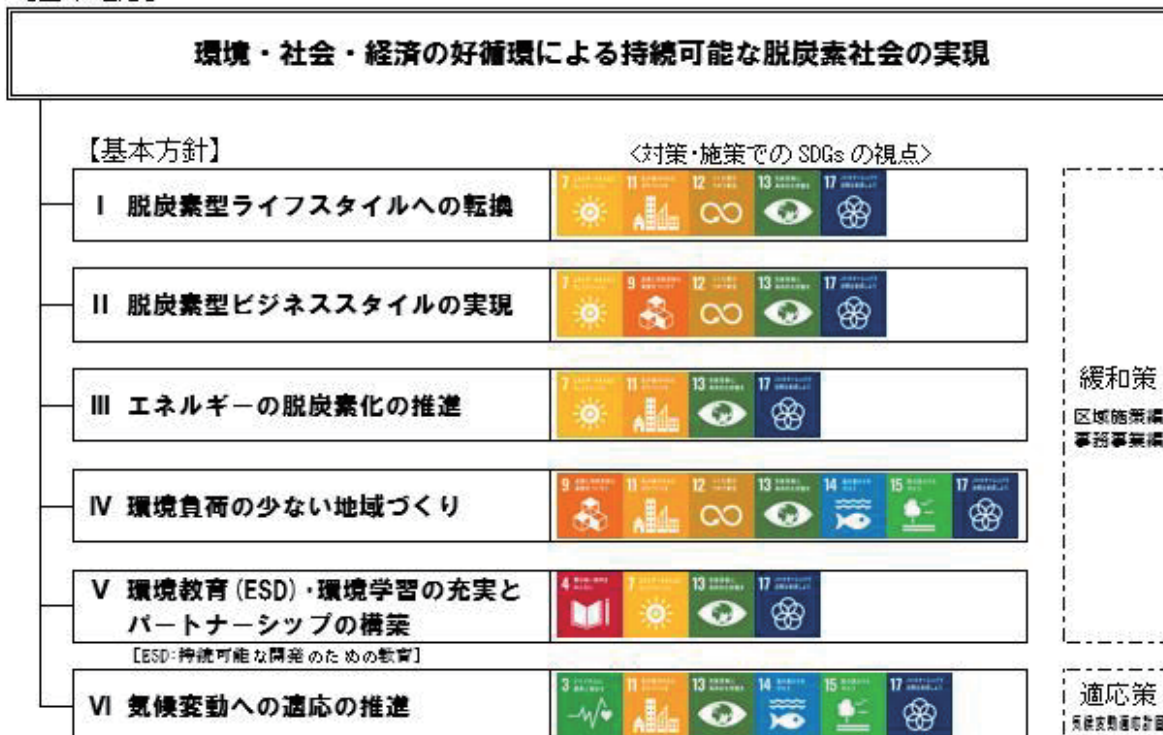
(2) 計画の位置付け

本県の環境分野の基本計画である「えひめ環境基本計画」における地球温暖化対策及び気候変動適応に関する個別計画であり、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」「地域気候変動適応計画」の3計画を統合するもの。

(3) 計画の基本的理念と基本方針

本計画の基本理念及び基本方針は、気候変動対策や環境保全と県内の経済活動との好循環による持続可能な地域づくり、脱炭素による地域創生を目指す。

【基本理念】



(4) 温室効果ガスの削減目標（区域施策編）

長期目標（本県が目指す姿）として、2050 年に温室効果ガス排出量実質ゼロの「脱炭素社会」、中期目標（本計画）として、国目標と同様に 2013 年度比 46%削減を掲げる。

長期目標	2050 年までに 温室効果ガス排出量 実質ゼロ
中期目標	2030 年度までに 温室効果ガス排出量 46%削減 (2013 年度比)

(5) 削減目標等の達成に向けた対策・施策（区域施策編）

本計画の基本方針を踏まえ、削減目標等の達成に向け、以下の対策・施策を推進する。

基本方針	対策の区分	対策・施策
Ⅰ 脱炭素型 ライフス タイルへ の転換	①消費者の意識改革・行動変容の促進	○県民の環境配慮意識の向上や環境配慮行動の促進 ○エンカル消費（人・社会・環境に配慮した消費活動）に関する普及啓発
	②省エネ・創エネ・蓄エネによる住宅のゼロエネルギー化	○省エネ性能の高い設備・製品の導入促進 ○省エネ住宅、県産材住宅の普及 ○住宅への太陽光発電、蓄電池、燃料電池、V2H 設置の推進（再エネ電力等の自家消費の促進）
	③環境負荷の小さい交通の促進	○ガソリン車から電動車への転換 ○公共交通機関や自転車等の利用拡大 ○交通渋滞の緩和・交通の円滑化
Ⅱ 脱炭素型 ビジネス スタイル の実現	①事業者等の意識向上・行動変容の促進	○脱炭素型の働き方への転換 ○エコ通勤、エコドライブの普及 ○事業者等の自主的な取組みの促進
	②省エネ・創エネ・蓄エネによる建築物のゼロエネルギー化	○省エネ設備・機器の導入、BEMS 運用によるエネルギー消費の抑制 ○建築物の ZEB 化、再エネ発電設備、蓄電池設置の推進（自家消費の促進）
	③脱炭素経営の推進（生産プロセスの改善・省エネの推進）	○脱炭素経営の促進 ○生産プロセスの改善と省エネ設備の導入の促進 ○化石燃料使用設備の転換 ○J-クレジット制度の活用、再エネ電力の調達等 ○物流、輸配送の効率化
	④脱炭素の動きを捉えた環境・エネルギー関連産業の振興	○環境負荷低減に資する製品の開発、調査研究や技術開発の支援 ○脱炭素に資する新たな産業の創出・育成、企業誘致 ○相談窓口の設置、相談支援体制の構築 ○金融機関と連携した中小企業支援体制の構築
Ⅲ エネルギ ーの脱炭 素化の推 進	①再生可能エネルギーの導入拡大	○地域と共生する再エネ導入の促進 ○県管理ダムや農業用施設等を利用した水力発電の設置の推進 ○地産地消型エネルギーシステムの導入促進
	②バイオマス発電・バイオガスの普及拡大	○木質バイオマス発電の普及拡大 ○バイオディーゼル燃料の需要拡大・供給拡大 ○廃棄物系バイオマスの利活用拡大
	③水素エネルギーの導入拡大	○グリーン水素の地域循環体制の構築 ○水素の利活用の推進と普及啓発
	④次世代エネルギーの開発・転換促進	○エネルギー・燃料転換の促進 ○次世代エネルギーの技術開発・実装の促進
	⑤社会インフラの脱炭素化	○エネルギー部門における電力発電時の低炭素化の促進 ○港湾・空港の脱炭素化の促進

IV 環境負荷の少ない地域づくり	①自然環境整備の推進【吸収源対策】	○生物多様性に配慮した森林の保全 ○緑地の保全 ○海洋環境の保全 ○森林・海洋由来のクレジット、農業分野でのオフセット・クレジットの促進
	②循環型社会の構築	○廃棄物の発生抑制・適正処理 ○食品ロス削減及び食品廃棄物の再生利用の推進 ○未利用エネルギーの利用促進 ○プラスチックの3R+Renewable ○太陽光発電の保守管理の強化 ○再エネ設備のリユース・リサイクル及び適正処理の推進 ○循環型ビジネスの振興
	③低エネルギー社会システムの構築	○環境に配慮した地域づくり・まちづくりの推進 ○地産地消の推進
V 環境教育・学習の充実とパートナーシップの構築	①学校における環境教育の充実	○小中学校におけるESD教育の徹底 ○県立高校における環境体験学習や地球温暖化問題の調査・研究等 ○環境教育を担う人材の育成
	②地域における環境学習の展開	○体験活動を通じた環境配慮行動の普及促進 ○環境学習を担う人材の育成・派遣 ○地域をつなぐ人材の育成
	③パートナーシップの構築	○地域における地球温暖化防止活動を県民運動として展開 ○各界各層による重層的な推進体制
	④社会実装につながる普及啓発の強化	○多様な主体と連携した普及啓発 ○環境関連情報の発信 ○脱炭素は地域課題の解決、地域活性化、耐災害性の向上にも貢献

(6) 温室効果ガスの排出削減目標（事務事業編）

県自らも、一事業者として率先し、これまで実施してきた省エネの推進に加え、ハード面での対策を大幅に強化及び再生可能エネルギーの活用を拡大することで、県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比50%削減を掲げる。

■県事務事業の温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度までに
温室効果ガス排出量 50%削減 (2013年度比)

(単位：t-CO₂)

(7) 削減目標達成に向けた対策・施策（事務事業編）

削減目標の達成に向け、以下の対策・施策を推進する。

重点的な取組み	脱炭素や環境保全につながる庁内でのその他の取組み
①建築物の大幅な省エネルギー化整備 ②太陽光発電設備の積極的導入 ③環境性能が高い公用車の導入 ④LED照明の整備 ⑤再生可能エネルギー電力の調達検討 ⑥『とべもり+（プラス）』エリアにおける脱炭素モデル地域の確立	・職員研修の実施による意識徹底・行動変容の促進 ・クールビズ・ウォームビズの推進 ・自転車ツーキニストの拡大・ノーマイカー通勤の促進 ・省エネ型機器の導入 ・スマート県庁の推進 ・3Rの推進 ・県産木材の利用促進 ・グリーン購入の推進 ・公共工事実施時の環境配慮の推進

(8) 気候変動適応計画

地球温暖化の進行に伴い、温室効果ガスの排出抑制(緩和)に加え、中長期的に避け

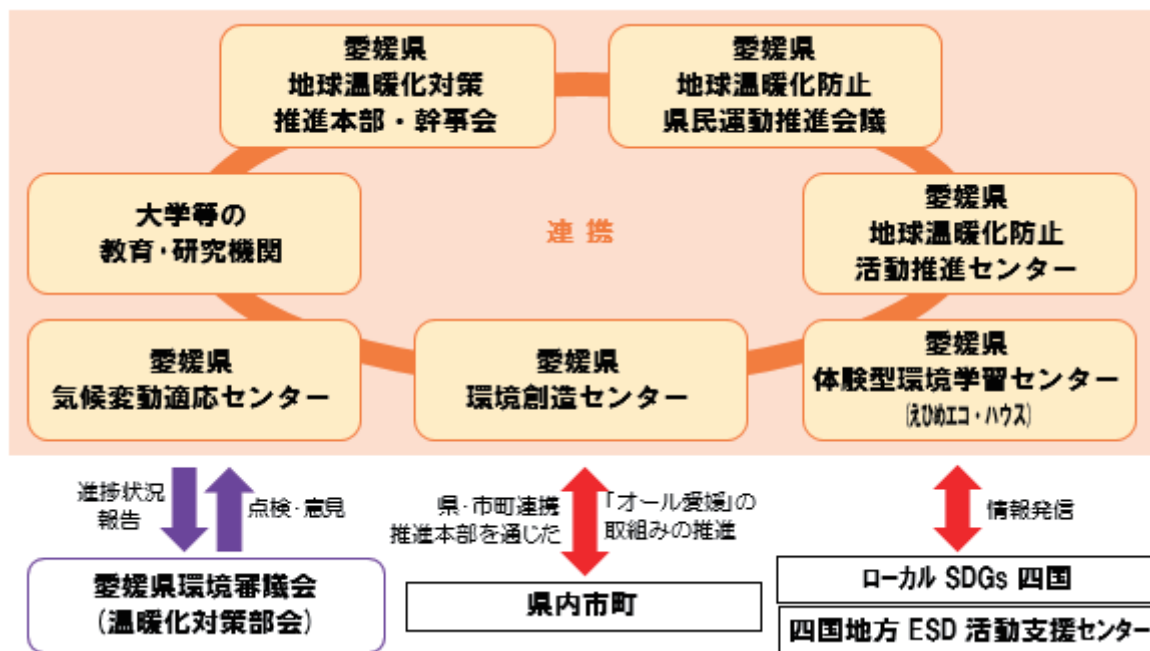
られない影響への対応(適応)を進めるため、以下の適応策を推進する。

■本県における気候変動の影響と適応策

分野		主な影響	主な適応策
農業・林業・水産業	水稲・果樹 病害虫・雑草等 農業生産基盤	・品質低下、生育障害、減収 ・害虫被害の増大 ・洪水リスクの増加	・高温・気温上昇に強い品種の導入 ・施設栽培での高温抑制技術の導入 ・適切な防除対策
水環境・水資源	水供給	・無降水日の増加等による渇水の深刻化、取水への支障	・危機管理体制の整備 ・ため池改修等のハード対策
自然生態系	沿岸生態系の亜熱帯化 動植物の分布・個体群の変動	・サンゴの分布適域の北上など、生態圏の変化 ・昆虫や鳥類等の分布域やライフサイクル等の変化	・モニタリング調査による情報収集 ・県民の認識や理解を深めるための情報発信
自然災害・沿岸	洪水 内水 高潮・高波 土石流・地すべり等	・洪水氾濫などの複合的な要因による大規模災害の発生 ・内水浸水の範囲拡大、浸水深増加 ・森林・林地の崩壊、土砂災害の激甚化	・流域治水の推進 ・ハード対策の計画的な実施 ・観測体制強化・予測精度向上といったソフト対策
健康	暑熱による死亡リスク等 熱中症等	・暑熱による死亡者数の増加 ・熱中症発生率の増加 ・屋外活動への警戒	・注意喚起のための情報提供 ・熱中症対策の普及啓発 ・県立高等学校への空調設備完備
国民生活・都市生活	水道、交通等 暑熱による生活への影響等	・各種インフラ・ライフラインへの影響 ・労働生産性の低下	・施設やシステムの強靱化 ・緑地の保全や緑化、人工排熱の削減 ・クールビズ等のソフト対策

(9) 計画の進行管理

県民・事業者・民間団体等及び行政の各主体が互いに連携・協力し、それぞれの役割を果たしていくことで、本計画を推進していく。



計画の推進体制

第3節 バイオマス活用の推進

近年、化石資源に依存した大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会システムは、自然の浄化能力を超える廃棄物や有害物質の排出、さらには、地球温暖化等の深刻な環境問題を引き起こしている。

このような中、国は、持続的に発展可能な循環型社会システムの構築を目指して、大気中への二酸化炭素排出量を増加させることなく、再生が可能な資源であるバイオマスの利活用を進めるため、平成14年12月に、バイオマス・ニッポン総合戦略を閣議決定し、バイオマスの生産から、収集・輸送、変換、利活用にわたる、様々な施策を推進してきた。さらに、平成21年9月12日にバイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)を施行し、翌22年には、今後取り組むべき施策の基本的方針などを定めた「バイオマス活用推進基本計画」を策定した(平成28年9月変更)。

本県では、平成16年6月に「えひめバイオマス利活用マスタープラン」(目標年度22年度)を策定し、バイオマスの多角的利活用を促すため、本県の地域特性を活かしたバイオマスとその活用形態を提案した。また、16年11月に「愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会」を設立するなど、資源・エネルギーの持続可能な循環型社会システムの構築に取り組んでいる。

1 愛媛県バイオマス活用推進計画

県は、「えひめバイオマス利活用マスタープラン」の進捗状況を踏まえるとともに、国の「バイオマス活用推進基本計画」や最新の活用技術などを考慮して、平成24年6月に「愛媛県バイオマス活用推進計画」を策定(平成30年5月改定)し、県民への周知を図っている。

なお、「愛媛県バイオマス活用推進計画」は、令和3年度末をもって計画期間が満了することから、改定の検討を行い、令和4年3月に「第五次えひめ循環型社会推進計画」に本計画の改定内容を盛り込み、同計画の一部として統合した。(計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間)

2 愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会

県内において、バイオマス資源の生産の促進、収集・運搬の効率化、利活用技術の開発・普及、バイオマス製品の生産・流通・消費の拡大等の取組が総合的・効果的に展開されるよう、平成16年11月16日に愛媛県環境創造センター所長を会長とした「愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会」を設置し、関係機関・団体間の情報交換、連絡調整等を図っている。

なお、令和5年度は、オンラインにて開催した。

愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会の開催(令和5年度)

開催年月日	内 容
R 5. 12. 21	バイオマス利活用の最先端研究や最新事例の紹介